教保体第1825号 令和5年3月7日

各市町村教育委員会教育長 各 県 立 学 校 長 - 様 各教育事務所(支所)長

埼玉県教育委員会教育長

消費者安全法第33条の規定に基づく意見等について(通知)

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局長から、別添(写)のとおり通知がありました。

報告書では、窓際にある設置物や固定されていない積み重ねた棚など、児童生徒が転落・落下により死亡する可能性のある箇所について、直ちに撤去等の対策を講じることを求めています。

つきましては、報告書に掲載されている危険事例を参考としつつ、転落・落下の可能性のある箇所についてレイアウトを変更するなど、すみやかに対応くださるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知につきま して御配意くださるようお願いいたします。

記

- 1 ロッカー等の窓際にある設置物は、児童生徒が登ることで窓から転落する可能性があるので撤去すること。
- 2 固定されていない積み重ねた棚は、上の棚が落下し児童生徒を押しつぶす 危険があるので下ろすこと。または固定するなどの対策を行うこと。

担 当:県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 阿久津広真

電 話:048-830-6964

Email: a6960-01@pref.saitama.lg.jp





令和5年3月3日に消費者安全調査委員会から文部科学大臣宛に交付された、学校施設又は設備による事故に関する意見等についてお知らせしますので、内容をご確認いただき、学校施設又は設備の安全管理について必要な対応をお願いします。

殿

4 文科教第 1 6 8 5 号 令和 5 年 3 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 附属学校を置く各国公立大学長 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子 (公印省略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見等について(周知)

この度、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)から文部科学大臣に対し、別紙の通り、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第33条に基づく意見具申がありました。これは調査委員会が、学校の施設又は設備による事故等に関して行った、法第23条第1項の規定に基づく調査の結果(報告書は別添のとおり)を踏まえ、消費者安全確保の見地から関係機関の長に意見を述べるものです。

事故の発生可能性のある箇所については、緊急的な対策が必要であることから、各学校設置者におかれては、例えば春季休業に際し、報告書の「3.4 学校施設・設備の危険事例(訪問調査)」において掲載された危険事例を参考としつつ、転落・落下の可能性のある箇所についてレイアウトを変更するなどのすみやかなご対応をいただきますようお願いいたします。

なお、本意見を踏まえ、文部科学省としては、「学校安全の推進に関する有識者会議」 (令和4年11月21日文部科学省総合教育局長決定)から知見をいただくとともに、令和5年度予算案に盛り込んでいる事業(学校の安全点検に関する実証研究)も活用しつ つ、教職員の負担を配慮しながら、事故の発生可能性のある箇所の点検とその結果報告 をお願いする予定ですので、あらかじめご承知おきのほどお願いします。

また、学校事故の対応に関しては、「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について(通知) < 令和3年5月25日3文科教第218号>により依頼しているところですので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課 安全教育推進室 学校安全係 TEL 03-5253-4111(內線 2254)

消安委第20号令和5年3月3日

文部科学大臣 殿

消費者安全調查委員会委員長 中川 丈久 (公印省略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等に関して行った、消費者安全法(平成21年法律第50号)第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくよう よろしくお取り計らい願いたい。

記

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第3条第1項は、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、国の責務として、地方公共団体と相互に連携を図り、学校における安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする、と規定している。

また、同法に基づいて策定された第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月閣議決定)において、今後、学校の施設又は設備の安全点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要とされ、国は、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図ることが計画に盛り込まれた。

以上を踏まえ、調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等の防止のために講ずべき施策又は措置について、文部科学大臣に以下のとおり意見する。

1.安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検の手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検の担い手について、教職員が担うべき 業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう 支援すること。

2. 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故の発生可能性のある箇所(転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等)の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討すること も依頼すること。

令和5年3月3日

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】 一学校の施設又は設備による事故等一

【消費者安全調查委員会】

1 調査の目的

学校は、学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされており、ほぼ全ての学校で安全点検が実施されている。しかし、教室の窓からの転落、ゴールポストの転倒等、学校の施設又は設備に起因して、児童生徒等が死亡する事故等が発生している。

消費者安全調査委員会は、被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査を行うこととした(写真1、2は、訪問した学校において確認された、死亡の危険のある設備例)。



写真1 教室の窓際に 設置された棚



図1 事故のイメージ (棚に登り窓から転落)



写真2 積み重ねられ 固定されていない棚



図2 事故のイメージ (棚の転倒及び落下)

2 事故の発生状況(事故の事例について、報告書2参照)

事故情報データバンクに登録されている事故のうち、2012 年4月から2022 年3月までの間で、主に学校の施設又は設備が原因で小中学生が死亡したと考えられる事故は9件登録されていた。

この内訳は、窓からの転落が5件(うち4件は窓際にある棚等の上に乗った後、転落)、吹き抜けからの転落、椅子からの転倒、ゴールポストの転倒、防球ネット支柱の倒壊が各1件であった。

死亡事故以外の事故は、2017年4月から2022年3月までの間で103件登録されていた。事故が発生した施設又は設備は「窓、ドア等のガラス」(27件)、「ドア、扉(ガラスによる事故を除く)」(12件)、「大型設備(ゴール、ひな壇、テント等)」(10件)、「窓(ガラスによる事故を除く)」(8件)などであった。

3 認定した事実

法令等に示されている学校の安全点検(文献等調査)

学校の安全管理に関する法律として学校保健安全法がある。この法律には、国や学校の設置者(教育委員会)の責務に加え、学校において、学校の施設及び設備の安全点検や職員の研修等、安全に関する事項について計画を策定し、実施しなければならないことなどが規定されている。

安全点検の実施方法については、学校保健安全法、文部科学省が作成した資料等により、実施時期、方法、対象などが具体化されており、点検表の作成方法、作成をする上での参考資料、一例などが示されている。

安全点検の担い手については、教職員の標準的な職務の例(文部科学省による通知)に安全点検が挙げられている。また、文部科学省が作成した資料において、定期(毎月・毎学期)の安全点検について教職員全員が実施するという記載がみられる。学校安全に関連する資料は文部科学省等により多数作成されている。

学校の安全点検の実態(アンケート調査)

全国の公立の小学校1000 校、中学校500 校に対してアンケートを実施し、1282 校から回答を得た。 安全点検時に使用する点検表が「ある」と回答した公立の小中学校は1282 校中1254 校(978%) であった。点検表を見直す検討を行っている時期の回答として定期的(年度ごと等)に見直しているとの回 答は1254 校中1093 校(872%)であったが、「施設・設備に起因した事故が発生したとき」が1254 中480 校(382%)、「施設・設備の改修を行ったとき」が1254 中391 校(312%)、「教育委員会か ら要請があったとき」との回答は1254 中374 校(298%)であり、それぞれ4割を下回った。

施設又は設備による事故を防止する上での課題については「安全に関する知識・経験」との回答が1282 校中663 校 (517%)、「時間」との回答が1282 校中787 校、(614%) であった。

安全点検の知見を有する外部人材が点検に参加していないと回答した公立の小中学校は1282 校中827校(645%)である。この理由として「予算の都合で難しい」との回答が827校中635校(768%)、「適切な外部人材を見つけることが難しい」との回答が827校中652校(788%)であった。

学校で使用されている点検表の実態(収集資料調査)

アンケートに回答した公立の小中学校から安全点検に使用している点検表を収集し調査を行った。

365校中131校(359%)の学校の点検表の様式には、点検の項目又は点検の観点が記載されていなかった。131校中50校の点検表は、図3のように、「教室」というような場所の記載のみであった。残る81校の点検表は、図4のように、教室の点検項目として「窓」などの記載はあるが、足掛かりとなる設置物があるか、といった点検の観点の記載がみられなかった。

窓からの転落の危険を点検の観点としていたのは 3 6 5 校中 5 2 校 (142%) であった。棚やロッカー等の転倒の危険を点検の観点としていた学校は 3 6 5 校中 7 6 校 (208%) にとどまり、トイレの水漏れや黒板の汚れ等、危険性の低い箇所を点検の項目としていた学校は 3 6 5 校中 2 3 2 校 (63.6%) であった。

	安全	点検カーl	i.	
点検対象	担当	異常の有無	状況	
普通教室				
家庭科室	S1		場所しか示さ	Г
図工室		1 - 00 - 7 ,	教室」のどこ	Г
音楽室·楽器庫	7	点検するのか	かが不明	
図書室				_

図3 場所しか記載されていない点検表の例

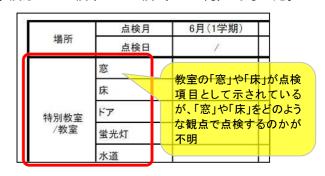


図4 点検の観点の記載のない点検表の例

学校施設・設備の危険事例(訪問調査)

点検表を用いて安全点検を行っている公立の小中学校各2校を訪問し、調査を行った。

全ての学校に、写真1のような、窓際に机等が設置され転落の危険のある窓、写真2のような、固定されずに積み重ねられ、転倒及び落下の危険のあるロッカー等の施設・設備が確認された。

安全点検を担う教職員の勤務実態等(公表資料調査)

文部科学省によれば、2022 年4月から7月までの平均として、45 時間を超えて時間外勤務を行っている教職員は、小学校で369%、中学校の教職員で537%である。

安全点検業務について、教職員が担う業務の明確化及び適正化についての整理は確認できていない。

4 認定した事実に基づく課題の抽出

学校保健安全法により、学校において、学校の施設及び設備の安全点検を実施しなければならないとされており、ほぼ全ての公立の小中学校において点検表を用いた安全点検が実施されている。しかし、訪問した公立の小中学校において、小中学生が死亡する危険のある施設又は設備が確認された。死亡の危険のある施設又は設備を点検項目とせずに、黒板の汚れ等危険性の低い箇所を点検の項目とした点検表を用いている公立の小中学校が存在し、このような点検表に基づき安全点検を実施している可能性がある。

文部科学省が作成した資料等には、安全点検の実施方法の例などが示されている。しかし、学校に潜むリスクを見積もる具体的な手法、安全対策の優先順位を合理的に決定する考え方等について述べられた資料は確認できなかった。これら事実より、一部の小中学校において、実効性のある安全点検が行われておらず、この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないことが考えられる。

また、教職員が学校の安全点検の担い手とされているが、厳しい勤務実態が公表されている。公立の小中学校へのアンケートでは、事故防止の課題として、安全に関する知識や時間が挙げられている一方、予算、適切な外部人材を見つけることが難しいことなどを理由に、外部人材が安全点検に参加していないなどの回答が見られた。これら事実より、安全点検の担い手の支援が不十分であることも課題と考えられる。

5 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

6 再発防止策の検討に係る調査

科学的に安全を確保する考え方及び手法

科学的に安全を確保する考え方、手法として、子どもの安全の指針(Gutle50)、労働安全衛生法に基づく指針、ユネスコの教育施設に係るガイドラインなどが参考となる。

安全点検の担い手となる人材

安全点検の担い手となる人材は、役割別に、有識者(労働安全)として労働安全コンサルタントや安全管理士、事務補助者としてシルバー人材センターの会員などが考えられる。

7 再発防止策

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上では、安全点検の手法の改善及び担い手の支援を 行う必要がある。また、特に死亡事故の発生可能性のある箇所については、実効性のある緊急的な対策が必要である。なお、調査の対象としていない高等学校等においても同様の対策を必要とする可能性がある。

安全点検の改善

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上で、まず、安全点検の手法について、労働安全分野におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善が必要である。

また、安全点検の手法の改善だけでなく、教職員が行うべき業務、遊具や建築の専門家が行うべき業務、 教職員以外にも可能な業務などについて考え方を明らかにすること、教職員が確認すべき学校安全に関する 資料の精査(見直し、整理統合等)、外部人材活用の促進も必要である。

緊急的対策(対策が必要な施設・設備の事例について報告書3.4参照)

安全点検の改善には、年単位の時間を要する可能性がある。しかし、調査で確認された小中学生が死亡す る可能性のある施設及び設備については、教職員の負担に配慮しつつも直ちに対策を行う必要がある。

そこで、例えば①窓際の設置物、②固定されていない積み重ねた棚などに限定した緊急の安全点検を行い、 窓際の設置物は撤去する、積み重ねた棚は下ろす(撤去する)、固定するなどの対策が求められる。







図1 (左)・図2 (右) 事故のイメージ (再掲)

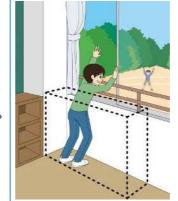




図5 (左)・図6 (右) 対策後のイメージ

8 文部科学大臣への意見

学校保健安全法第3条第1項は、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにす るため、国の責務として、地方公共団体と相互に連携を図り、学校における安全に関する最新の知見及び事 例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする、と規定している。

また、同法に基づいて策定された第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月閣議決定)において、 今後、学校の施設又は設備の安全点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要とされ、国 は、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図ることが計画に盛り込まれた。

以上を踏まえ、調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等の防止のために講ずべき施策又は措置に ついて、文部科学大臣に以下のとおり意見する。

1 安全点検の改善

(1)安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検に関する手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメ ント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検に関する担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資 料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故が発生する可能性のある 箇所(転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等)の点検を依頼し、その結果について 把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。